

暴力団排除条項の導入に伴う融資取引における「信用金庫取引 約定書」ならびに「金銭消費貸借証書」等の改定等のお知らせ

当金庫は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえ、平成22年4月1日以降、普通預金取引をはじめとする各種預金規定や、融資取引における「信用金庫取引約定書」、「金銭消費貸借証書」等の規定等に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項（暴力団排除条項）を導入することといたしました。

本条項は、預金者や融資取引を申し込まれますご本人様（法人の場合にはその代表者を含みます。）、ならびに当金庫との融資取引に関しましてご保証や担保提供をいただきますお客様が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合には、当金庫の判断により期限の利益を喪失され、融資取引を解消させていただくことを定めた条項です。

ご融資の際には、ご本人様ならびにその前述関係者の皆様が反社会的勢力でないこと等の表明・確約をお願いいたします。ご表明・ご確約をいただけない場合には、融資取引をお断りさせていただきます。

当金庫では、今後も反社会的勢力との取引防止・関係遮断につとめてまいります。

導入しました新条項の内容、ならびにこの取扱いに関しましてご不明な点がございましたら、お近くの店舗窓口までお問い合わせください。

大阪信用金庫

『信用金庫取引約定書および金銭消費貸借証書に追加しました内容』

ご融資取引をいただきますご本人様（法人の場合にはその代表者様を含みます。）ならびに当金庫とのご融資取引に関しましてご保証や担保提供をいただきますお客様が、暴力団等の反社会的勢力ではないことなどをお客さまに表明・確約していただくとともに、反社会的勢力であることが判明するなど、その表明・確約に違反した場合には、当金庫の判断により、期限の利益を喪失され、融資取引の解消を求めることを定めています。